

III 絶滅に瀕している野生生物と埼玉県の取組

1 絶滅に瀕している多くの野生生物

絶滅したり、絶滅のおそれがある動物や植物を県レッドデータブックやレッドリストに掲載しています。

現在 動物 787種(埼玉県レッドデータブック2008動物編)

植物 1,035種(埼玉県レッドデータブック2005植物編)

が掲載されています。

(1) 埼玉県の野生生物の現状

歌の主人公にもなったメダカ、水田の生物の代名詞であったゲンゴロウなどのように昔はどこにでもたくさんいて馴染み深かった動物達の姿を、最近ではほとんど見るができなくなり、絶滅が心配されています。

埼玉県内にはたくさんの動物や植物が生息・生育していますが、その多くが絶滅の危機に瀕しています。絶滅したり、絶滅のおそれがある動物や植物を掲載した「埼玉県レッドデータブック」には、動物の種の約7.6%、植物の種の約21.5%が掲載されています。このうち、動物ではコウノトリ、トキ、ニホンオオカミなど44種類が、植物ではアツモリソウやジュンサイなど22種類が絶滅したとされています。また、ムサシトミヨ、イモリなどの動物やサクラソウ、デンジソウなどの植物も絶滅の危機に瀕しています。

(2) 動物の状況

動物では、特に脊椎動物で、両生類93%、爬虫類86%、哺乳類68%、魚類・円口類40%と、掲載されている種の割合が非常に高くなっています。これら掲載種には、低地から丘陵地にかけて生息していた種が多く含まれていますが、現在では、低地や台地では見られなくなった種もあります。

低地から丘陵にかけて生息している動物の絶滅のおそれの要因としては、工場や住宅の建設、湿地の埋め立て等による開発、営巣場所となる水辺の雑木林の減少、排水や農薬、化学物質の流入による河川・池沼の汚染、河川や池沼の改良による環境の単純化、ほ場整備による冬期の水田の乾燥化や水路の喪失などです。

そのほか、燃料が薪や木炭から石油・ガスなどの化石燃料に転換されたことや、茅葺き屋根の民家の激減、農業の機械化による茅場や採草地の放棄あるいは転換、夜間の照明などが、動物、特に昆虫の大幅な減少を招いたと考えられます。

植物種の減少や変化は、それを餌とする昆虫類などの減少や変化を招くおそれがあり、希少動物の保全には植物の動向等にも十分留意していく必要があります。

表1-1 県レッドデータブック動物編掲載種数(動物編 2008年)

分類群		県産種数	掲載種数	掲載種割合	
動物	脊椎動物	哺乳類	57	39	68.4
		鳥類	331	104	31.4
		爬虫類	14	12	85.7
		両生類	15	14	93.3
		魚類・円口類	86	34	39.5
	無脊椎動物	昆虫類	9,343	478	5.1
		クモ類	299	21	7.0
		甲殻類	22	6	27.3
		多足類	126	29	23.0
		軟体動物	126	47	37.3
		扁形動物	3	3	100.0

※県産種数:埼玉県内に生息・生育する在来の野生生物の種類数

表1-2 県レッドデータブック植物編掲載種数(植物編 2005年)

分類群		県産種数	掲載種数	掲載種割合	
植物	維管束植物	被子植物	2,077	653	31.4
		裸子植物	26	10	38.5
		シダ植物	269	106	39.4
	維管束植物 以外	蘚苔類	781	107	13.7
		藻類	791	31	3.9
		地衣類	425	65	15.3
		菌類	527	63	12.0

(3) 植物の状況

植物では、水生の植物や樹木の幹などに着生する植物の割合が高く、水質汚濁、河川、湖沼、湿地の改変、減少等の影響が強く表れています。

生育地の消滅の要因としては、開発行為による割合が高く、また、新たな要因として、外来種による影響が加わりつつあります。

また、表2のとおり、生育地別の希少種の割合を見ますと、水中、着生、岩石が非常に高くなっており、園芸採取や埋め立て、水質汚濁等が要因となっています。

希少な植物の一層の個体数の減少を招いている要因としては、自然遷移、湿地開発、動物食害、園芸採取などが高い割合を示しています。自然遷移は、洪水頻度が低下した河川敷や放置された雑木林などにおいて進行が指摘されています。また、園芸採取については、森林、草地、岩石地など広範囲で行われ、特にラン科の植物に大きな影響を与えています。

表2 維管束植物の希少種の在来自生種に占める割合と主な絶滅の危機の要因

生育地	森林	草原	湿地	水中	河原	岩礫地	着生	路傍・農耕地
希少種の割合(%)	29.7	30.2	39.3	80.8	26.5	51.0	57.9	9.9
危機の主な要因	森林伐採 園芸採取 開発	園芸採取 開発 植生遷移	埋立改修 富栄養化 湧水減少	埋立 水質汚染 管理放置	開発 植生遷移 園芸採取	園芸採取 踏みつけ 酸性雨	園芸採取 古樹老木の減少	開発 園芸採取

(埼玉県レッドデータブック2005(植物編)による)

2 絶滅のおそれが高まっている要因

多くの種類の野生生物が絶滅したり、絶滅のおそれが高まっている理由としては、次のようなことが指摘されています。

- (1) 森林、沼などの減少
- (2) 緑地の分断による生息地の狭小化
- (3) 天然林の伐採や人工林化
- (4) 湿田が減少したことによる住みかや餌場の減少
- (5) 河川や沼、農業用水路の改修による環境の単純化や生息・生育環境の喪失
- (6) 河川や沼への排水による水質汚濁、化学物質や農薬の流入
- (7) 野生生物の採取、踏みつけ
- (8) 森林や草地の管理不足
- (9) 緑地の狭小化や道路舗装の影響等による周辺環境の変化
- (10) 夜間照明による昆虫類の誘引

3 埼玉県における生物多様性保全への取組

法律、条例等により、捕獲等の行為を規制して、生物多様性を保全しています。

(1) 制度による保全の取組

埼玉県では、古くから、生活用水や農業用水を安定的に確保する上で重要な森林や土砂崩れなどを防止するために必要な森林を保安林として、自然のすぐれた風景地を国立公園や県立自然公園として、また、都市近郊の貴重な樹林地などを緑の景観地や近郊緑地保全区域などとして指定し、樹木の伐採や開発などを制限してきました。

現在、国立公園の特別保護地区では野生生物の捕獲や採取が、また、特別地域では特定の植物の採取が禁止されています。なお、文化財保護法や県の文化財保護条例では生息地・生育地が極めて限られている種や北限、南限などの動植物の自生地・生息地を天然記念物として指定し、保護してきました。これらの制度は、一定の範囲の森林や樹林地などを保全していこうとするもので、基本的には個々の野生生物に着目して保全していくものではありませんでした。

このため、貴重な野生生物の生息・生育地や植物群落などを保全し、必要に応じて捕獲や採取を制限するため、昭和48年に「自然環境保全条例」を制定し、自然環境保全地域(16地域)の指定を行ってきました。

(2) 普及啓発の取組

野生生物の生育・生息地の保全・創造の取組を広範囲に展開するため、ビオトープ創造事業の手引書「自然と共生する環境をめざして」を全国に先駆けて平成4年に作成しました。

個々の野生生物に視点を当てた対策としては、埼玉県内で絶滅したり、絶滅のおそれがある野生生物を掲載した「さいたまレッドデータブック(動物編)」を平成8年に、さらに植物編を平成10年に作成しました。また、絶滅の危険性が高い野生生物を保護するため、平成12年には「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定し、県内希少野生動植物種として22種を指定し、指定種の保護・増殖等の保全対策を行っています。

【用語解説】

特別地域・特別保護地区

特別地域は、国立公園や国定公園、県立自然公園の区域のうち、風致を維持するために指定された区域で、立木の伐採や工作物の新築・改築などが規制されています。

特別保護地区は、国立公園や国定公園の特別地域の中で特に優れた景観を維持するために指定された区域で、動物の捕獲や植物の採取などが規制されています。

植物群落

ある面積又は地域に樹木が集合し、植物社会が成立していることを表しています。そこにすむ動物はもちろん、水や土壌など生物以外のつながりも含めて生態系を構成しています。

埼玉県レッドデータブック

旧版は、「さいたまレッドデータブック」です。「動物編」と「植物編」を発行しており、定期的に見直しを行っています。最新版は、「2008動物編」が平成20年、「2005植物編」が平成17年に発行されています。